

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援します

結婚新生活応援補助金

結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し住居費及び引越費用の一部を補助します。

対象となる方

婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が補助金申請日の年度内又は婚姻届日が補助金申請日の1年以内で、かつ、次のいずれにも該当する方

- (1) 婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも39歳以下かつ世帯の所得が500万円以下であり、次のいずれかに掲げる講座等を交付決定年度内に夫婦ともに受講したものであること。

ア.ライフデザイン支援講座

イ.プレコンセプションケアに関する講座

ウ.医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ.共家事、子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)

- (2) 補助金の申請時において夫婦の双方又は一方が町内に住所を有していること。
(3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
(4) 市町村民税等を滞納していないこと。
(5) 暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。
(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。



対象となる経費 ※①～③の経費は、契約書等を確認します。

①住居費(新築・購入・増改築)

婚姻を機に新たに町内の住宅を取得する際に要する費用

※町の木造住宅建設助成金、子育て世帯住宅建設助成金の交付を受けた場合は対象外です。ただし、増改築については、町の住宅リフォーム助成金、空き家バンクリフォーム助成金の交付を受けた修繕等以外の修繕は対象になります。

※増改築については、内容により対象とならない場合があります。事前にご相談ください。

②住居費(賃貸)

婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する家賃(夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。) ※町営住宅及び子育て支援住宅は対象外です。

③住居費(その他) 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

④引越費用 引越業者又は運送業者への支払いに要する費用

補助金の額

- | | | |
|------------------|-----------|---------------------|
| ①住居費(新築・購入・増改築) | 1世帯当たり | 720,000円上限(初年度1回限り) |
| ②住居費(賃貸) | 1世帯当たり月額 | 20,000円上限(36か月を限度) |
| ③住居費(その他)及び④引越費用 | 合計 1世帯当たり | 180,000円上限(初年度1回限り) |

※補助金の額は、①から④までの合計72万円を限度とします。

補助金の申請期間及び請求時期

【申請期間】 初年度・・・年度内又は婚姻届出日の1年以内

次年度継続・・・来年4月末まで ※申請対象の方には、年度末ごろにお知らせいたします。

【請求時期】 9月(4月～9月分)、3月(10月～翌年3月分)の年2回 ※別時期をご希望の場合は相談。

請求に必要なもの・・・請求書及び住居費又は引越費用に係る領収書の写し等

大子町役場 まちづくり課(0295-72-1131)